

5,3 リレートーク 青木克明

医療人 9 条の会広島青木です。わたしたちは生命と健康を守ることを使命としています。その対極にある戦争に反対し、「憲法九条をまもり、憲法 25 条を生かそう」を合言葉に活動しております。

原爆の惨禍にあい、いまなお苦しめられている被爆者にとって、九条は大きな存在です。

原爆症というとまず思い浮かぶのは白血病で亡くなった佐々木貞子さんです。白血病は過去の原因と違いがちな被爆後 50 年以上たってから、白血病の仲間である骨髄異形成症候群と急性骨髄性白血病の発症が増えているのです。長崎大学の関根一郎先生は「若くして被爆した人ほど放射線の影響が高い。10 歳未満で被爆した者の 93% が現在生存していることから被爆者はまだ 3 分の 1 しか癌になっていない。」とのべています。被爆者の体に刻まれた原爆放射線の影響は現在も続いているのです。核戦争被害の生き証人である被爆者を手厚く援護するのが国のつとめであるはずですが、しかし残念ながら被爆者援護の拡大は裁判でしか実現してきませんでした。中でも、在外被爆者は、被爆者援護は納税者に対する社会保障の一環とする国の考えにより、長い間放置されてきました。在外被爆者たちは国を相手取った裁判によって、被爆者の証である被爆者健康手帳の取得、国外での健康管理手当ての継続支給、国外からの手帳申請、各種手当申請などを一步一步獲得してくる他ありませんでした。在ブラジル被爆者が最高裁で勝訴し、援護を怠ってきたことに対して、120 万円の賠償を命じる判決が出され、国はすべての在外被爆者に賠償金を支払うことを決めました。しかし、本人確認のため、国内の裁判所に提訴することを条件としたのです。広島地裁にはすでに韓国、米国、ブラジルの被爆者 772 人が提訴をしています。本人の確認のためなら、在外の日本大使館で十分できるはずではないでしょうか。どこまで、被爆者に冷たい行政が続けられるのでしょうか。

原爆症認定患者は長らく被爆者の 1% にも満たない 2000 人で推移してきました。原因確率表という、早見表に沿って予算の枠内での機械的審査が行われてきたためです。2003 年に申請を却下された被爆者による集団訴訟が各地で起こされ、先の高知地裁判決で国の 16 連敗となりました。国の連敗をうけて安部首相の指示で昨年 4 月から新しい審査方式が始まりました。この 1 年で約 3000 人が認定されましたが、8000 人が審査まじりの状態となっています。癌などの病気で苦しんでいる被爆者を 2 年も 3 年も待たせることは人道上許し難いことではないでしょうか。

3 月 18 日の原爆症集団訴訟広島地裁 2 陣判決では厚生労働大臣は認定審査会の誤った判定をただすことなく漫然と原爆症認定申請を却下したとして 7 人の原告のうち 3 人に対して賠償金を払うことを命じました。額は 11 万円から 55 万円と小額ですが、初めて国家賠償を命じたことは集団訴訟原告団が求めている一括救済に向けて有利な司法判断が下されたといえます。

3 月 25 日には 3 号被爆者認定申請を却下された 7 人の原告に勝訴判決が出ました。広島市では厚労省の指示で 3 号被爆者とは「10 人以上の被爆者の看護、救護にあたったもの」と決めており、申請者の半分は「10 人以上」の証明ができないため却下してきました。家族ぐるみで救護にあたった場合、赤ん坊は母と一体なので被爆者、幼児は非被爆者という判定をしてきました。判決では認定の要件を「原爆投下から 2 週間以内に、負傷した被爆者が多数集合していた環境の中に相応の時間とどまっていた事実がみとめられる場合」という基準を示しました。被告の広島市は控訴せず、4 月 7 日に秋葉市長が「高齢化する被爆者の立場に立った統一的な指針をつくりたい。広島県、長崎県・市とも協議し、早く運用したい。裁判という経過なしに手渡すことが望ましかった。原告におわびしたい。」と述べて原告に手帳を手渡しました。国も秋葉市長を見習って、原爆症集団訴訟の原告に謝罪し、一刻も早く原告の一括救済と認定制度のさらなる改善に着手すべきです。

5月28日には東京高裁で判決があり、国はその結果をみて対応を検討するとしています。集団訴訟原告の一括救済、慢性肝炎、甲状腺機能低下症などを原爆症の対象に加えること、癌にかかった被爆者は原爆症と認めることなどを求める署名活動がすすめられ、判決後には厚労省前のすわりこみ活動などが予定されています。市民の皆様のご支援をよろしくお願いします。

「長崎の鐘」など多数の著作を残した永井隆博士は、なくなる2年前の1949年10月発行された「いとし子よ」の中で2人のお子さんにつきのように書き残しています。「憲法九条は戦争の惨禍に目覚めた本当の日本人の声だ。しかし、日本をめぐる国際情勢次第では、日本人のなかから、憲法を改めて戦争放棄の条項を削れ、と叫ぶ声が出ないとも限らない。そして、その声がいかにももっともらしい理屈をつけて、世論を日本再武装に引きつけるかもしれない。そのときこそ、誠一よ、茅乃、たとい最後の二人になっても、どんなのしりや暴力を受けても、きっぱり「戦争絶対反対」を叫び続け、叫びとおしておくれ！ たとい卑怯者とさげすまれ、裏切り者とたたかれても「戦争絶対反対」の叫びを守っておくれ！」 おふたりのおさんはすでに亡くなられ、最後の2人になることはありませんでした。しかし、ソマリアの海賊対策、北朝鮮のミサイル対策に自衛隊が活躍している現状は博士が恐れたように、もっともらしい理屈をつけて、世論を日本再武装にひきつけ憲法を改めようとしています。紛争の解決に必要なのは武力ではなく対話です。日本国憲法第9条は多大な戦争犠牲を経験した人類の叡智の結晶です。広島は海外侵略戦争の拠点となった軍都である同時に未曾有の原爆被害にあった地です。憲法九条がもっとも強く輝くべきところです。私たちはここひろしまの地から憲法九条を守り、その精神を世界に広げていきましょう。